

Africa Health ExCon 2025（エジプト）

ジャパンパビリオン出品案内書

応募締切：2025年4月17日(木)

ジェトロは、エジプト・カイロで開催されるアフリカ最大級のヘルスケア分野展示会兼カンファレンス「Africa Health ExCon 2025」にジャパンパビリオンを設置します。同展は、過去に日本の医薬品・医療機器メーカー等も多数出展している有力展示会です。

エジプトは人口1億人を有し、国民皆保険制度導入が進められ、ヘルスケア市場は拡大が見込まれます。エジプトにおけるビジネスの拡大や新規市場開拓を目指す皆様のご参加をお待ちしております。

◆「Africa Health ExCon 2025」 概要◆

名称	Africa Health ExCon 2025
会期	2025年6月25日(水)～ 6月27日(金) 9：00～18：00 ※6月24日(火)にオープニングセレモニーを開催
会場	EGYPT INTERNATIONAL EXHIBITION CENTER"EIEC"
主催者	UPA（エジプト保険省傘下の統一調達機関）、Africa CDC
出品者数	約350社 ※前回実績
対象業種	医療関連製品（P.3をご参照ください）
来場者数	142か国、43,000人 ※前回実績
URL	https://africahealthexcon.com/

◆ジャパンパビリオン 概要◆

主催	日本貿易振興機構（ジェトロ）
展示規模	75㎡（予定）、小間割りなし
募集企業数	8社程度（審査あり。申込多数の場合、中堅・中小企業を優先する場合があります。）
出品対象	医療機器（完成品）、医療消耗品、ヘルスケア関連製品、デジタルヘルス関連製品等

◆出品料・形態◆

➤ 出品料：無料

※但しキャンセルの場合は契約成立後（ジェトロの採択通知書による承諾意思表示の発信時点より）キャンセル申出時点で発生している実費を負担頂きます。

➤ 出品形態：オープンスペース（小間割なし、各社に社名入り小型の展示台を設置予定）

◆申し込み◆

➤ 以下ウェブサイトよりお申込みください。

<http://www.jetro.go.jp/events/odc/75cfa08b3af207b5.html>

※応募締切：2025年4月17日(木)17:00（日本時間）

※お申込みは日本法人からお願いします。

運営に現地法人等の関係者がかわる場合は、出品企画書内の運営担当者欄についてもご記載ください。



● ジェトロの負担するサービス

◇ ジャパンパビリオン出展

- パビリオンの施工・基本装飾
- 備品（※他社様と共用の場合あり）
展示台（縦0.5m、横1mほど、社名表示あり） ※予定
- 共用スペース
受付、カタログラック、面談エリア（机と椅子、電源、ごみ箱） ※予定

注）本ジャパンパビリオンは小間割りをしない、オープンスペース形態です。各社に展示台を用意いたしますが、ブース内設備は出品者共用となります。

● 含まれないサービス

◇ 上記以外にかかる費用（例として以下）

- 出品物調達費
- 渡航費（航空賃、宿泊代）、ビザ代、旅行傷害保険料等
- 参加者宿泊先と会場間の交通費 ※別途、特定のホテルと会場を運行するシャトルバスについてご案内予定
- 食費等の個人的な経費
- 会場までの出品物の手配・輸送費（同輸送費には、通関、見本市会場内の搬入・搬出費用、空箱保管料、貨物保険料等の輸送関連経費を含む。） ※輸送業者紹介予定
- ブースアシスタント、通訳等に係る手配・経費



2024年Africa Health ExConジャパン・ブースの様子（ジェトロ撮影）
※過去の展示会のものであり今回のデザインとは異なります。

◆出品要件◆

1. 出品目的が調査や研修目的等でなく、商談目的であること。
2. 日本国内に本社を有し、日本の製品技術を扱う日本企業であること。（それ以外の場合につきましては、一度ジェトロまでご相談をお願いします。）
3. 対象分野に合致する日本ブランドの製品・技術・サービス等を紹介すること。
4. 見本市期間中、原則、説明及び商談が可能な**1名以上が、ブース常駐できること。**
5. 本見本市出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること。
6. 本「出品のご案内」の記載事項を了承していること。
7. ジェトロが成果把握等のために実施するアンケート（主に成約及び成約見込み相手企業名・金額等）に回答すること（会期前、会期中、会期後）。
8. ジェトロが出品者として適当であると承認した者
9. 現在、反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

◆募集規模（予定）◆

75m²、8社程度（審査あり）

<ホール構成>

Hall 1 :
医療機器、医療用具・消耗品、政府機関・国際団体

Hall 2 :
医療機器、医療機関

Hall 3 :
ラボ用消耗品・機器、歯科

Hall 4 :
医薬品、API、デジタルソリューション

※ジャパン・パビリオンの設置位置は2025年3月現在未定です。



中堅・中小企業について

本事業における中小企業の定義・要件は、以下(1)の定義・要件を満たす場合に、本事業における中小企業とみなします。※(2)の要件に関しては後日確認させていただく場合がございます。



中小企業の定義

(1) 中小企業基本法の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※常時雇用する従業員の数には、事業主、役員の人数、臨時の従業員を含みません。

※法人格のない個人事業者によるお申し込みについても、同様に判断します。

※中堅企業の定義

2023年度より、中小企業基本法における「中小企業」に該当しない場合でも、以下を満たす場合には、「中堅企業」として「中堅・中小企業料金」にて申し込いただけます。但し、以下の要件を満たすことが必要です。

常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人(中小企業者を除く。)*

* 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第24条に規定する会社

(2) 経済産業省の定める要件

本事業については、予算の執行条件等について関係省庁と調整中のため、対象者の条件等に変更が生じる可能性があります。

◆注意事項◆

以下には重要な情報が記載されています。お申し込みの前に必ずご確認ください。

1. ジェトロが成果把握等のために実施するアンケート（主に成約及び成約見込み先相手企業名・金額等）には必ずご回答願います（会期前、会期中、会期後）。
2. お申し込みが予定企業数に達した場合は、締切日以前でも募集を締め切る場合があります。
3. お申込みいただいた内容に変更がある場合、ジェトロにご連絡ください。また、申込締切日を過ぎてからの変更には応じられない場合がありますので、予めご了承ください。
4. パビリオン内での配置は、出品物、業種等を考慮し、確保できたスペース内で展示構成を配慮しつつ、ジェトロが決定します。ジェトロは出品者より一切の希望・要求を受けつけません。
5. ジェトロが出品者として適当であると承認することを要件とします。
6. 原則、会期の全日程を通じてブース常駐をお願いします。
7. キャンセルの場合は契約成立後（ジェトロの採択通知書による承諾意思表示の発信時点より）キャンセル申出時点で発生している実費を負担頂きます。また、相応の理由なしにキャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート等にご協力いただけない場合、今後ジェトロが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。
8. 会場の諸規定や開催国・開催地の関係法令等を遵守することとします。
9. エジプトにおける輸入・販売ができない製品、偽造品、不良品、知的財産権の権利侵害品の展示はできません。また、会場内で使用される展示物・映像・音楽は、著作権を侵害しないようにしてください。展示・実演で音楽の演奏・オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権に対する処理手続きが必要です。※自社で権利を持つものや、既に権利処理済のものは問題ありません。
10. 安全保障貿易管理に関する各リンクをご確認、ご理解いただき、申込時に必ずご回答をお願いします。なお、外国為替及び外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に許可等を取得願います。
11. 提供された展示スペースの転貸、売買、交換、譲渡は出来ません。
12. ブースのデザイン・設計及び施工はジェトロが、出品物の展示・陳列は出品者が行います。
13. 出品物の展示方法及び出品者が自ら施した装飾が、ジャパン・ブース全体の統一感を著しく乱すとジェトロが判断した場合、ジェトロの指示に基づいて変更いただく場合があります。
14. 戦争、天災、政情不安等の不可抗力が発生した場合、また外交関係、経済関係等のやむを得ない事由からジェトロとしての見本市への参加が不適當もしくは不可能となった場合、出展を取りやめることがあります。ジェトロはこれによって生じたいかなる損害に対しても賠償責任を負いません。
15. ジェトロは、会期中及びその前後を通じて会場内外で発生した傷病、事故、盗難、火災、その他一切の原因を理由とするいかなる損害・損失・損傷についての責任を負いません（新型コロナウイルス感染含む）。
16. 出品にかかる規則は、本「出品のご案内」及び「海外見本市出品要綱」によるものとします。また、本案内書と「海外見本市出品要綱」で内容が異なる場合には、本案内書を優先します。
17. ご提供頂いた企業・個人情報、事業実施のため、設計業者、施工業者、現地バイヤー、主催者等の事業関係者に提供する場合がごございます。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ、主催者オンラインサイト、ジェトロが主催するセミナー等において企業情報や出品物の情報等が公開される場合がございます。あらかじめご了承ください。
18. 展示装飾等、今後の準備の詳細については、出品確定後に別途ご案内します。準備関連の連絡、打合わせは、メール、オンライン会議ツール（MS Teams）を使い日本語で行います。
19. 主催者から変更の要請・指示があった場合、ジェトロは本出品のご案内に記載の内容を変更させていただく可能性があります。

◆申込方法・締切◆

本案内書および「海外見本市出品要綱」をよくお読みの上、以下**3つ**のSTEP 全てを申込締切までに完了させてください。

【申込締切】：2025年4月17日（木） 17時00分（日本時間）

【STEP1】

下記のイベント申込ページで必要事項を入力・送信してください。

※初めてのお申込みの方は「お客様情報登録」（無料）が必要です。

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0071234T>

【STEP2】

下記のリンクから出品企画書と出品申込書をダウンロードし、会社案内等とともに下記のフォームにアップロードしてください。

【出品企画書】

https://www.jetro.go.jp/newsletter/odc/2025/Healthcare/AfricaHealth/AFCon_Plan.xlsx

【出品申込書】

<https://www.jetro.go.jp/newsletter/odc/2025/Healthcare/AfricaHealth/moushikomi.pdf>

【アップロード先】

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odc/excon2025_step2

※応募多数の場合、上記申込締切より早く締め切る場合があります。

【STEP3】

【STEP2】で各書類をアップロードいただいた後、代表者印を押印済みの出品申込書を下記の住所に1部郵送ください。

書類郵送先

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外展開支援部 販路開拓課 ヘルスケア産業班

担当：田中、長谷（ながたに）

◆お問合せ先◆

【現地】ジェトロ カイロ事務所

TEL：+20-2-2574-1111

E-mail：car@jetro.go.jp、Yuko_Shiokawa@jetro.go.jp

【日本】ジェトロ 海外展開支援部 販路開拓課 ヘルスケア産業班